

別表一(一) 普通法人・特定の医療法人を除く。)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分……平三十一・四・一以後終了事業年度等分

御注意		平成 年月日 税務署長殿					所管	業種目	概況書	要否	別表等	* ※	白色申告	一連番号						
納稅地		電話() -					事業種目				税務署			整理番号						
(フリガナ) 法人名							期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人等	事業年度(年)			年	月	日					
法人番号							同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの			兆 千 百万										
(フリガナ) 代表者 記名押印							同非区分	特定会社 同族会社 非同族会社	売上金額	申告年月日			年	月	日					
代表者 住 所							一般社団・財團法人のうち 非営利型法人に該当するもの	非営利型法人	通信日付印 確認印 庁指定 局指定 指導等区分											
							旧納稅地及び 旧法人名等	欄			年月日									
							添付書類	申告区分			申告区分	法人事	中間	期限後	修正	地方 法人税	中間	期限後	修正	

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 事業年度分の法人税

課税事業年度分の地方法人税

平成 □□ 年 □□ 月 □□ 日 (中間申告の場合 平成 年月日 年月日) 年月日

申告書
申告書

翌年以降 送付要否	要否	適用額明細書 提出の有無	有	無
税理士法第30条 の書面提出有	有	税理士法第33条 の2の書面提出有	有	無

所得金額又は欠損金額 (別表四「49の①」)	1	十億 百万 千 円
法人税額 (56) 又は(57)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六(一)別表六(二)別表六(三)別表六(四)別表六(五)別表六(六)別表六(七)別表六(八)別表六(九)別表六(十)別表六(十一)別表六(十二)別表六(十三)別表六(十四)別表六(十五)別表六(十六)別表六(十七)別表六(十八)別表六(十九)別表六(二十)別表六(二十一)別表六(二十二)別表六(二十三)別表六(二十四)別表六(二十五)別表六(二十六)別表六(二十七)別表六(二十八)別表六(二十九)別表六(三十)別表六(三十一)別表六(三十二)別表六(三十三)別表六(三十四)別表六(三十五)別表六(三十六)別表六(三十七)別表六(三十八)別表六(三十九)別表六(四十)別表六(四十一)別表六(四十二)別表六(四十三)別表六(四十四)別表六(四十五)別表六(四十六)別表六(四十七)別表六(四十八)別表六(四十九)別表六(五十))	3	
差引法人税額 (2) - (3)	4	
連結納稅の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	5	
土利地譲渡税額の課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)別表三(二)別表三(三)別表三(四))	6	0 0 0
同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	7	
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8	0 0 0
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9	0 0
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10	
外國子会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮課税額に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(11) + (12)	11	
控除税額 (((10) - (11)) - (12))と(19)のうち少ない金額	13	
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14	0 0
中間申告分の法人税額	15	0 0
差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナスの(14) - (15)の場合は、(26)へ記入)	16	0 0
法 人 税 額 計		

控除税額の計算	所 得 税 の 額 (別表六(一)「6の③」)	17	十億 百万 千 円
外 国 税 額 (別表六(二)「20」)	18		
計 (17) + (18)	19		
控除した金額 (13)	20		
控除しきれなかった金額 (19) - (20)	21		
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)	22		0
同 (別表三(二)「28」)	23		0
同 (別表三(三)「23」)	24		0 0
この申告による還付金額 (21)	25		
中間納付額 (15) - (14)	26		
欠損金の繰戻しによる還付請求税額	27	外	
計 (25) + (26) + (27)	28	外	
この申告前の所得金額又は欠損金額 (62)	29		
この申告により納付すべき還付請求税額 (67)	30	外	0 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」)(別表七(二)「9」)若しくは(21)又は別表七(三)「10」)	31		
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5の合計」)	32		

課税標準の基準 所 得 の 金 額 に 對する法人税額 (4) + (5) + (7) + (10)の外 課税留保金額に 對する法人税額 (9)	33	
課税標準法人税額 (33) + (34)	34	
地 方 法 人 税 額 (60)	35	0 0 0
課税留保金額に係る地方法人税額 (61)	36	
所 得 地 方 法 人 税 額 (36) + (37)	38	
外 国 税 額 の 控 除 額 (別表六(二)「50」)	40	
外國子会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮課税額、基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額(39) + (41)	41	
差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	42	0 0
中間申告分の地方法人税額	43	0 0
差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナスの(42) - (43)の場合は、(45)へ記入)	44	0 0

この申告による還付金額 (43) - (42)	45	外
この申告の申告で ある修場正合	46	
この申告前に ある修場正合	47	
課税標準法人税額 (71)	48	0 0 0
この申告により納付すべき地方法人税額 (76)	49	0 0 0
剩余金・利益の配当 (剩余金の分配)の金額		
残余財産の最後の分配又は 引渡しの日 平成 年 月 日		決算確定の日 平成 年 月 日
銀行 金庫・組合 農協・漁協		本店・支店 出張所 本所・支所
預金		郵便局名等
口座 番号		ゆうちょ銀行の 貯金記号番号
※税務署処理欄		-